

茨こ政1385号
令和4年6月30日

茨木市個人情報保護運営審議会会長 様

茨木市長 福岡 洋
(担当課 こども政策課)



目的外利用に係る意見照会について (諮問)

次のとおり保有個人情報を目的外利用したいので、茨木市個人情報保護条例第9条第2項第6号の規定により意見を求めます。

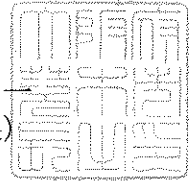
| 項 目 | 目的外利用元 | 目的外利用先 |
|----------------|--|---|
| 事務の名称 | 住民基本台帳事務 | 子ども教育・生活支援事業に関する事務 |
| 所 管 課 | 市民文化部市民課 | こども育成部こども政策課 |
| 事務の目的及び概要 | 住民の居住関係の公証、選挙人名簿の登録、その他住民に関する事務処理の基礎となる住民基本台帳に関する事務を行う。本市に住民登録のあるDV等被害者の情報を保護するため、支援措置についての申出を受け、関係課で共有する。 | 原油等の原材料価格等の高騰の影響が広く市民に及んでいる中、文房具やおむつ等子どもが生活する上で特有の負担が生じている状況に対応するため、大阪府が子育て世帯等に対しギフトカード等を配布する事業を実施することから、市において対象者名簿を作成し、大阪府に提供する。 |
| 対象者の範囲 | 本市に住民登録がある者 | (1) 令和4年6月30日時点で、住民基本台帳に登録されている者のうち、令和5年4月1日時点で18歳以下の者 (2) 令和5年2月28日までに、出生届が提出された者 |
| 目的外利用する個人情報の項目 | 支給対象者の氏名、生年月日及び住所(居住地を含む。)、世帯主の氏名並びに特記事項 | |
| 目的外利用する理由 | 対象者の名簿作成を正確かつ円滑に行うため、必要な個人情報の項目について、住民基本台帳事務から目的外利用を行うものです。 | |
| 備 考 | | |

(参考書式4) (第9条関係)

茨こ政第1385号
令和4年6月30日

茨木市個人情報保護運営審議会会長 様

茨木市長 福岡 洋
(担当課 こども政策課)



外部提供に係る意見照会について (諮問)

次のとおり保有個人情報の外部提供をしたいので、茨木市個人情報保護条例第9条第2項第6号の規定により意見を求めます。

| | |
|-------------|---|
| 事務の名称 | 子ども教育・生活支援事業に関する事務 |
| 所管課 | こども育成部こども政策課 |
| 事務の概要 | 原油等の原材料価格等の高騰の影響が広く市民に及んでいる中、文房具やおむつ等子どもが生活する上で特有の負担が生じている状況に対応するため、大阪府が子育て世帯等に対しギフトカード等を配布する事業を実施することから、市において対象者名簿を作成し、大阪府に提供する。 |
| 外部提供の者 | (1) 令和4年6月30日時点で、住民基本台帳に登録されている者のうち、令和5年4月1日時点で18歳以下の者 (2) 令和5年2月28日までに、出生届が提出された者 |
| 外部提供先 | 大阪府 |
| 提供する個人情報の項目 | 支給対象者の氏名、生年月日及び住所(居住地を含む。)、世帯主の氏名並びに特記事項 |
| 提供する理由 | ギフトカードの配布は府が実施主体となるため、作成した対象者名簿を大阪府に外部提供します。 |
| 備考 | |

令和4年6月30日
こども育成部こども政策課

1 事務概要

(1) 事務名

子ども教育・生活支援事業に関する事務

(2) 目的

原油等の原材料価格等の高騰の影響が広く市民に及んでいる中、文房具やおむつ等子どもが生活する上で特有の負担が生じている状況に対応するため、大阪府が子育て世帯等に対しギフトカード等を配布する事業を実施します。そのため、市において対象者名簿を作成し、大阪府に提供するものです。

(3) 支給対象者

ア 令和4年6月30日（以下「基準日」という。）時点で、住民基本台帳に登録されている者のうち、令和5年4月1日時点で18歳以下の者

イ 令和5年2月28日までに、出生届が提出された者

(4) 支給内容

1人当たり10,000円のギフトカード又はデジタルギフト

(5) 手続の流れ

ア 本市の住民基本台帳に記録された情報を利用し、支給対象者名簿を作成（基準日以降）
〔個人情報の目的外利用〕

イ 大阪府へ外部記録媒体に記録した支給対象者名簿のデータを送付（7月中旬）〔個人情報の外部提供〕

ウ 大阪府から支給対象者へギフトカード等を発送（7月下旬予定）

※以降、令和5年2月28日までに出生届が提出された者について随時手続を行う予定

2 目的外利用及び外部提供の必要性について

対象者の名簿作成を正確かつ円滑に行うため、必要な個人情報項目（支給対象者の氏名、生年月日及び住所（居住地を含む。）、世帯主の氏名並びに特記事項（DV等支援措置の閲覧等制限の有無））について、住民基本台帳事務から目的外利用を行うものです。

また、ギフトカードの配布は府が実施主体となるため、作成した対象者名簿を大阪府に外部提供します。

3 個人情報の管理について

(1) 外部記録媒体に記録した支給対象者名簿については、電子情報、外部記録媒体にそれぞれ異なるパスワードを設定することとします。

(2) 市において外部記録媒体を保管する場合は、施錠可能なロッカーに厳重に保管し、ロッカーの鍵は管理職1名による管理を徹底します。

(3) 外部記録媒体の提供については、市職員が直接大阪府に持参します。

(4) 不正や事故防止の観点から、大阪府へ提供する外部記録媒体以外への複製を禁じます。

(5) 大阪府に提供した個人情報については、事業終了後、委託業者において確実に破棄されたことを破棄完了報告書にて確認します。

(6) 支給対象者名簿等市において保存する行政文書については、保存期間経過後、速やかに文書廃棄を行います。

また、市町村から情報提供を受けた個人情報の取扱いについて、大阪府は以下のとおり定めています。

- (1) 郵送物を保管する際は、管理台帳を作成し、当該個人情報の所在が常に明らかになるよう管理するとともに、保管場所を特定の場所に統一し、必ず施錠付きのロッカーを用います。
- (2) 原本のみで保管し、複写は行いません。やむを得ず複写する場合は、原則、個人が特定される箇所をマスキングし、個人を特定できる部分を秘匿した上で、複写するものとします。
- (3) 外部に持ち出さないこととします。
- (4) 会議又は打合せで、電子データを紙で出力したものを用いる場合は、会議又は打合せ終了後、必ず出席者から回収するものとします。
- (5) 本事業で保有する必要が無くなったときは、確実かつ速やかに廃棄するため、シュレッダー又は焼却により処理するものとします。
- (6) 個人情報の取扱いの責任者及び業務の従事者を決めるとともに、本業務を正職員以外の者に行わせる場合においても、その者に対して、上記事項をすべて遵守させます。

18歳以下の子どもへのギフトカード等の配布について

※市町村が支給対象者に関する情報を府に提供し、府が実施主体として配布する。

6月以降

大阪府



※協力依頼及び事務費
※DV避難者の要件確認において、市町村へ照会(DV避難者として把握しているか)をする可能性有り

市町村

- ①個人情報運営審議会へ諮問
- ②住民基本台帳データを利用し(6月30日時点)、支給対象者名簿を作成

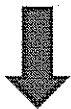


※個人情報の提供

7月中旬～

大阪府

※業務委託(個人情報の提供)
・ギフトカード等の作成・発行・配送



7月末

18歳以下の子どもがいる世帯
(簡易書留or特定記録郵便でギフトカード等の発送)

※以降、令和5年2月28日までに出生届が提出された者について随時、発送までの手続が行われる予定